平成３０年（フ）第２４８号
静岡県焼津市北新田406番地の11
債務者　内田　則子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０８号
愛知県豊橋市小松町188番地（１－Ｄ）、従前の住所愛知県岡崎市中島町字流20番地１　クリアール202
債務者　岡田　　馨
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月10日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第２１２号
愛知県岡崎市福岡町字北裏10番地　ドミールＦＵＴＡＢＡ101
債務者　松井　　洋
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目11番24号、前住所静岡県浜松市中区中沢町76―５　中沢シティハイツガーデン513号室
債務者　高橋　康志
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２４３号
静岡県藤枝市藤岡２丁目26番10号
債務者　久保野敬之
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成３０年（フ）第２５８号
さいたま市桜区田島８丁目15番３号
破産者　株式会社イーエムアイ
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
茨城県猿島郡境町大字志鳥1201番地
破産者　有限会社大興
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１６７０号
名古屋市中村区名駅３丁目23番16号　タキビル
破産者　株式会社天真屋
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６号
東京都世田谷区若林３丁目９番６―301号
破産者　株式会社ヒューマン・グロウ
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６０号
北海道伊達市南稀府町366番地
破産者　株式会社阿部産業
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３２０号
北海道紋別市港町４丁目１番８号
破産者　被相続人亡五十嵐光雄相続財産
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６５号
北海道白糠郡白糠町庶路東１線26番地３
破産者　乳呑ファーム有限会社
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１６９号
東京都国立市富士見台１丁目26番地の14号
破産者　株式会社フジエステート
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７０号
東京都国立市青柳１丁目５番地の２ハイツ国立103
破産者　山本　秀敏
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７１号
東京都国立市青柳１丁目５番地の２ハイツ国立103
破産者　山本由美子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４０号
長野県駒ヶ根市下平728番地11
破産者　有限会社ケンポ
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１０６号
高知県南国市上末松155番地１、前住所三重県伊勢市西豊浜町1337番地２
破産者　澤村　　潤
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第７０号
大阪市天王寺区東高津町３番28号　新青山ビル302号
破産者　株式会社リアルトレイド
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部